

# 所沢市ネーミングライツ導入ガイドライン

令和8年2月

所沢市

Ver.1.0

## 1. 策定趣旨

---

本ガイドラインは、市が所有する施設等において、ネーミングライツの円滑な導入を図るため、対象とする施設や募集・審査方法等について、市の基本的な姿勢や考え方をまとめたものです。

導入にあたっては、各施設の所管課が、施設の設置目的や関連法令等を踏まえた上で、募集するものとします。

## 2. ネーミングライツの目的

---

市が所有する施設等を広告媒体として活用することで、新たな自主財源を確保し、施設の良い運営、そして市民サービスの向上を図ることを目的とします。

## 3. ネーミングライツの原則

---

- (1) ネーミングライツとは、市が所有する施設等に、条例等で定める正式な名称に代えて（又は加えて）使用する愛称を命名する権利をいいます。
- (2) ネーミングライツパートナーとは、市との契約により、ネーミングライツを付与する事業者等をいいます。
- (3) ネーミングライツは、施設の所有権、運営に影響を与えないものとします。
- (4) ネーミングライツは、他者に譲渡・貸与することはできないものとします。
- (5) ネーミングライツ導入後、市は印刷物やホームページ等において積極的に愛称を使用し、その周知に可能な限り努めるものとします。

## 4. ネーミングライツ導入の条件

---

ネーミングライツを導入することにより、次のいずれにも該当する場合を対象とします。

- 施設の価値の向上に加え、市の魅力の発信につながる場合
- 財政上の負担軽減が図られる場合

## 5. 事務手続き

---

- (1) ネーミングライツ導入の事務手続きは、各施設の所管課において次の流れで行います。
  - ① 対象施設の設定
  - ② 募集要項の作成
  - ③ ネーミングライツパートナーの募集
  - ④ ネーミングライツパートナー選定委員会の開催
  - ⑤ 優先交渉権者の決定
  - ⑥ 優先交渉権者との協議

- ⑦ ネーミングライツパートナーの決定
  - ⑧ 契約の締結
  - ⑨ 愛称の使用開始
- (2) 「③ ネーミングライツパートナーの募集」の前と、「⑧ 契約の締結」の後を目安に、市議会・報道機関へ情報提供を行うものとします。なお、その他のタイミングにおける情報提供を妨げるものではありません。
- (3) 一連の事務処理をする際には、経営企画部経営企画課を合議先にすることとします。
- (4) ネーミングライツ料の歳入等、ネーミングライツ事業に関して予算措置を講じる際には、財務部財政課と協議することとします。

## 6. 愛称

---

- (1) 市民や施設利用者にとって、親しみやすい、呼びやすいもので、次のいずれにも該当しないものとします。
- 著作権等の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
  - 公序良俗に反するもの
  - 宗教性や政治性を有するもの
  - 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの
  - その他不相当であると市長が認めるもの
- (2) 事業者名、商品名等を冠することができます。
- (3) 特定の言葉を含める等、市が希望する条件がある場合は募集要項に定めるものとします。
- (4) 実施期間内の変更は原則できないものとします。
- (5) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、愛称と名称を併記することがあります。
- (6) 愛称の表示に係る看板表示等を設置する場合は、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）等の関連法令を遵守するものとします。

## 7. 応募資格

---

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた事業者で、次のいずれにも該当しないものとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有さないもの
- 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく再生・更生手続きをしているもの

- 所沢市有料広告掲載基準第3項に定める規制業種又は事業者等に該当するもの
- 政治団体又は政治性のある事業を行うもの
- 宗教団体又は宗教性のある事業を行うもの
- 公職にあるものが役員を務めるもの
- 法人市民税等の租税公課を滞納しているもの
- 市から入札参加停止措置を受けているもの
- その他不相当であると市長が認めるもの

## 8. ネーミングライツ料

- (1) ネーミングライツ料の希望金額又は最低金額は、施設の規模や利用者数、他自治体における類似事例等を勘案して設定します。
- (2) ネーミングライツ料は、その施設の維持管理・運営に充てることを原則とします。
- (3) 施設で活用可能な物品の提供を対価とする提案も受け付けることがあります。

## 9. 費用負担区分

ネーミングライツの導入に伴う、市とネーミングライツパートナーの費用負担区分は原則として次表のとおりとしますが、詳細は募集要項に定めるものとします。なお、ネーミングライツパートナーの負担分はネーミングライツ料とは別となります。

区分	所沢市	ネーミングライツパートナー
愛称看板の設置・維持管理	—	○
契約期間終了後の上記看板の原状回復	—	○
市の印刷物（チラシ、パンフレット等）やホームページの表示変更	○	—

## 10. 契約期間

契約期間は、頻繁な愛称変更を避けることを考慮し、概ね5年間とします。

## 11. 募集

- (1) 各施設の所管課は、応募に必要な事項を記載した募集要項を施設ごとに作成します。

### 募集要項に記載する項目例

- \* 対象施設の基本情報（名称、所在地、竣工時期、面積、利用者数等）
- \* ネーミングライツ料の希望金額又は最低金額
- \* 愛称の条件
- \* 契約期間
- \* 費用負担区分
- \* スケジュール
- \* 応募資格
- \* 提出書類
- \* 審査項目

- (2) 募集の開始にあたっては、募集要項を市ホームページ等に掲載し、周知に努めます。
- (3) 募集期間は、募集の周知と応募の検討に十分な期間を設けるため、原則1ヶ月以上とします。
- (4) 募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項を見直して再度募集するか又は募集を取りやめます。
- (5) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。

## 12. 審査

---

ネーミングライツパートナーの選定にあたっては、施設ごとに選定委員会を設置します。選定委員会で応募者の提案内容について審査を行い、優先交渉権者を決定します。

委員会の委員は、副市長を委員長とし、経営企画部長、対象施設を所管する部長のほか、市長が必要と認める者とします。委員会の事務局は、施設を所管する所属が行います。

なお、応募者が1者であっても、委員会を開催し、審査を行います。

### 審査項目例

- \* 応募の動機
- \* 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ
- \* ネーミングライツ料

## 13. 公表

---

施設の愛称、ネーミングライツパートナーの名称、ネーミングライツ料、契約期間は市ホームページ等で公表します。